

断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム
に係る協定書

東京都（以下「甲」という。）と断熱改修アクセラレーターである●●●●（以下「乙」という。）は、「断熱改修新サービス創出プロジェクト」（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、住宅の断熱改修を進めるための新しいサービスの創出に向け、アクセラレーターが中心となり、スタートアップのアイデアを生かしながら、企業等との連携による断熱改修の新サービスのスキームを検討し、提案・試行することで、住宅の断熱改修の促進を図るため、その実施に当たって必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

（事業責任者）

第3条 乙は、本事業の実施に際し、自己の分担業務実施の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任すること。事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（本事業の内容）

第4条 次の各号の内容について、乙が作成した応募時の企画に基づき、甲と乙とが連携して実施する。

- (1) 断熱窓の改修に関わる企業の公募・選定
- (2) スタートアップの公募・選定（企業とのマッチング）
- (3) 協働プロジェクトの組成
- (4) 新サービスの提案・試行、成果報告会の開催
- (5) 広報、成果の発信等
- (6) 進捗状況及び結果の報告

（責務）

第5条 甲は、乙の本事業の趣旨に沿った事業計画に基づく取組を支援するとともに、その成果に対し、応分の負担として協定金を支払うものとする。

2 乙は、事業計画に基づきスタートアップと企業との協働及び断熱改修の新サービス創出に向けた検討が着実に進むよう、甲及び各関係機関と連携しながら取組を計画的かつ誠実に実施するものとする。

(業務分担)

第6条 本事業の実施における甲乙の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 甲

- ア 本事業に関する協議及び助言
- イ 本事業の広報
- ウ 協定金の支出（甲は乙に対し、協定金の支出以外に、一切の債務を負わない。）
- エ その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めること。

(2) 乙

- ア スタートアップと企業の断熱改修の新サービス創出に向けた協働プロジェクトの組成・実施を支援し、事業計画に基づき、計画的かつ誠実にスタートアップと企業との協働及び新サービス創出に向けた検討を促進すること。
- イ 本事業の広報への協力及び本事業の成果の発信
- ウ その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めること。

(事業計画の作成)

第7条 乙は、協定締結後速やかに本事業に係る実施計画（以下「事業計画」という。）を作成し、甲に協議を行う。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

(事業計画の変更)

第8条 乙は、事業計画の内容を変更しようとするときは、甲に協議の上、承認を得るものとする。

(事業報告)

第9条 乙は、事業計画に基づき、甲が指定する期日までに、本事業の実施状況について、甲に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の内容を含む本事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(協定金の額)

第10条 甲は、本事業に要する経費のうち、甲が適正と認めたものについて、協定金として乙に支払う。

- 2 協定金の額は、5,000 万円を上限とし、うちアクセラレーターへの上限は 3,500 万円、スタートアップへの上限は一社当たり 500 万円（原則として3社まで）とする。

(経費の報告)

第 11 条 乙は、本事業の終了後、本事業に要した経費（スタートアップの経費も含む。）について、甲が指定する期日までに、事業の報告書及び根拠書類の提出と併せて都に報告しなければならない。

2 次の各号に定めるものについては、前項における本事業に要した経費から控除する。ただし、控除することが適切でないと甲が認めたものについてはこの限りでない。

(1) 国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されている場合において、当該補助金、委託費等の額

(2) 乙の関連会社に業務委託を行う場合において、当該委託に係る利益等相当額

(3) 本事業の実施を通じて乙が得た収入等の額

(協定金の額の確定)

第 12 条 甲は、前条の規定により乙から報告を受けたときは、その内容を審査し協定金の額を確定し、乙に通知する。

なお、協定金の額の確定に当たり、経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てる。

(協定金の支払)

第 13 条 乙は、前条の規定により甲から通知を受けたときは、甲に対して速やかに協定金の支払を請求する。甲はその内容を審査し、適正と認めたときは、当該請求を受けた日から起算して 30 日以内に乙に支払う。

(経理)

第 14 条 乙は、本事業に関して経理を明確にし、帳票等関係書類を整理するものとする。

2 甲が、乙に対して経理に係る報告を求めるときは、乙はこれに誠実に対応するものとする。

3 乙は、本事業終了後 5 年間、本事業に関する関係書類を保存するものとする。

(甲乙の解除権及び解除に伴う措置)

第 15 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

(1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき。

(2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき。

(3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき。

(4) 荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、状況に応じて乙に対して協定金の返還を求めることができる。

(延滞金及び違約加算金)

第 16 条 甲が前条第 2 項の規定により乙に協定金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

2 前条第 1 項(1)から(3)までに該当し、本協定を解除して、甲が乙に協定金の返還を求めた場合においては、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協定金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金の計算)

第 17 条 甲が前条の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた協定金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(損害賠償責任)

第 18 条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。その場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(暴力団等の排除)

第 19 条 乙は、本事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例平成 23 年東京都条例第 54 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例平成 23 年東京都条例第 54 号第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(個人情報の取扱い)

第 20 条 甲及び乙が、第 6 条にそれぞれ規定する業務により取得した個人情報、各々が保有する個人情報とし、他人にこれを漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。

甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第 21 条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報公開等)

第 22 条 本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象となる。

(本事業の公表)

第 23 条 甲及び乙は、本事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、本事業の結果得られたものであることを明示するものとする。

2 甲及び乙は提案事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(権利の帰属)

第 24 条 本事業の実施に当たり、乙の業務に付随して得られた成果・著作物に対する著作権等は、乙に帰属するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による成果物を無償で利用できるものとし、この場合甲及び乙は著作権者人格権を行使しない。

(印刷物の作成)

第 25 条 乙は、甲の共催又は後援名義等の印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第 26 条 開示された資料、情報のほか、本事業に関連して知り得た利用者の個人情報並びに利用者及び相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩

しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時にすでに公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時にすでに自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

2 前項の守秘義務は、本協定期間終了後も存続する。

(情報の開示)

第 27 条 甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ本事業の実施に必要な資料、必要な秘密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本事業の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

(協定の変更)

第 28 条 甲及び乙は、本事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適當となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

(協定期間終了後の効力)

第 29 条 本協定が、期間満了又は解除等により終了した後においても、第 14 条から第 24 条まで、第 26 条（秘密の保持）及び本条の規定は存続するものとする。

(事前通知事項)

第 30 条 乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重要な変更
- (2) 本事業に関する事業の全部又は一部の譲渡
- (3) 支配権に実質的な変動を生じさせる行為

(免責)

第 31 条 乙は次の各号に該当する事項については自らの責任で処理するものとし、甲はそれに起因又は関連して乙に生じた損害、損失、費用、事故その他一切の事象について責任を負わないものとする。

- (1) 支援先企業の解散、清算又は倒産手続等の開始若しくはその申立て
- (2) 支援先企業の重要な契約等の締結、変更、解約、解除又は終了

(協議)

第 32 条 本協定の規定に疑義が生じた場合、又は本協定の定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)	所在地	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
	名称	東京都
	代表者	東京都知事 小池 百合子

(乙)	所在地
	商号または名称
	代表者